

令和 7 年度八百津町結婚新生活支援補助金 Q&A

【対象世帯について】

番号	質問	回答
1	婚姻したことを何で確認しますか？	戸籍謄本や婚姻証明書等の婚姻の日および夫婦の生年月日が確認できる書類を申請時に添付していただきます。
2	再婚した夫婦も補助の対象になりますか？	対象になります。ただし、夫婦のいずれかまたは両方が、過去に補助を受けたことがある場合(他の地方自治体での補助を含む)は、対象になりません。
3	他の公的補助を受けている場合も申請できますか？	原則不可です。ただし、補助対象部分が明確に切り分けることができる場合で、他の補助金等の対象部分を除いて申請可能な場合は申請できます。

【対象となる期間について】

番号	質問	回答
4	補助の対象となる「婚姻日」「住宅購入・リフォーム工事・賃貸借契約締結・引越の期間」「支払期間」はいつですか？	婚姻日：令和 7 年 1 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日 住宅購入・リフォーム工事：婚姻日から起算して 1 年以内～令和 8 年 3 月 31 日まで 賃貸借契約締結・引越期間：令和 8 年 3 月 31 日まで 支払期間：令和 7 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日まで

【対象となる費用について】

番号	質問	回答
5	どのような費用が対象(○)になりますか？また対象にならない費用(×)はありますか？	①住宅取得費用 ○ 新規に住宅を取得した際の物件(建物)購入費用 × 土地購入代、住宅ローン手数料、登記に要した費用 ②住宅のリフォーム費用 ○住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用 × 倉庫、車庫、門、フェンス、植栽等の工事費用、家電購入・設置に係る費用 ③住宅賃借費用 ○ 賃料、敷金、礼金(保証金などこれに類する費用を含む)、共益費、仲介手数料 × 駐車場代、物件清掃代、鍵交換代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険料、家財保険料 ④引越費用 ○ 引越業者または運送業者への支払いに係る実費 × 不用品の処分、家族や知人で引っ越した場合にかかった費用(謝礼、レンタカー代等)
6	リフォームを行う住宅の所有者は、新婚夫婦でないといけませんか？	所有者が必ずしも新婚夫婦である必要はありません。ただし、以下の要件を満たしている場合に限り対象となります。

		①夫婦の住民票の住所が、リフォームを行う住宅の住所になっていること。 ②夫婦名義でリフォーム工事を契約し、夫婦が費用を支払っていること。
7	勤務先から住宅手当を支給されている場合の取り扱いはどうなりますか？	住宅手当支給分は対象外となります。勤務先が発行する住宅手当支給証明書等により、支給額が確認できる書類を添付していただきたいです。
8	新婚夫婦以外の名義で契約した住宅取得費用または住宅賃借費用は補助対象になりますか？	対象になりません。
9	婚姻を機に夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合、補助の対象となりますか？	同居開始以後の費用に限り対象になります。同居開始日については、賃貸借契約書を変更した日にちとなります。

【書類の取得について】

番号	質問	回答
10	婚姻届受理証明書はどこで取得できますか？	婚姻届を提出した市区町村の役所で取得可能です。 (八百津町の場合：役場本庁 1 階町民課窓口係、町内各出張所)
11	婚姻後の戸籍謄本はどこで取得できますか？	本籍地のある市区町村の役所で取得可能です。 (八百津町の場合：役場本庁 1 階町民課窓口係、町内各出張所)
12	住民票の写しはどこで取得できますか？	住民票のある市区町村の役所で取得可能です。 (八百津町の場合：役場本庁 1 階町民課窓口係、町内各出張所)
13	所得証明書はどこで取得できますか？	1 月 1 日時点で住民票のある市区町村の役所で取得可能です。 (八百津町の場合：役場本庁 1 階町民課税務係、町内各出張所)

14	滞納のないことを証明する書類(完納証明書)はどこで取得 できますか？	住民票のある市区町村の役所で取得可能です。 (八百津町の場合：役場本庁 1 階町民課税務係、町内各出張所) ※1 月 1 日に町外に居住していた場合は、1 月 1 日時点で住民票のあ った市区町村の税務担当課より取得してください。
----	---------------------------------------	--